

飼い主のいない猫対策

市では、飼い主のいない猫対策として地域猫活動の支援を行っています。同活動では、地域に暮らす「飼い主のいない猫」による問題の対策を、地域住民と行政、ボランティアの三者協働で役割分担をして取り組んでいます。

なお、市では、協働で行っている登録ボランティアの方へ飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の補助をしています。

【猫除けグッズを支給】

猫除けグッズ(とげ状シート)を無料で支給しています。

■支給場所

環境政策課(市役所第二庁舎4階)

■環境政策課

環境係 ☎042-387-9801



栗山公園防犯カメラ設置に伴う電気設備等改修工事

公園利用者の安全の確保および市立公園における犯罪防止のため、防犯カメラ設置に必要な工事を行います。期間中、一部利用制限があります。

時 11月上旬～令和6年1月下旬

問 環境政策課緑と公園係 ☎042-387-9860

雨水貯留施設設置費用補助

雨水の積極的な有効利用と節水活動を目的に、雨水貯留施設(雨水タンク等)の設置費用の一部を補助します。なお、一度の申請で2基まで申請

できますが、その後、3年間は再申請できません。

補助金を利用する方は、購入前にご相談ください。

市内で所有または使用する建物に設置する方※市税等を滞納している方を除く

■補助金額貯留施設本体の購入金額の2分の1以内(限度額3万円)

問 環境政策課環境係(市役所第二庁舎4階) ☎042-387-9817

ふれあいメロディーの放送時間の変更

11月1日から、「ふれあいメロディー」(定時放送)は、ツツ・ア・スモール・ワールドの放送時間が変わります。

■放送時間午後4時30分(11月～令和6年2月)

問 地域安全課防災消防係 ☎042-387-9807

防災行政無線を用いた全国一斉情報伝達試験

地震や武力攻撃などの発生時に、全国瞬時警報システム(Jアラート)から送られてくる国からの緊急情報を、市内57か所に設置している防災行政無線を用いて市民の皆さんへお伝えするため、情報伝達試験を行います。

時 11月15日(水)午前11時ごろ

■試験放送の内容▽防災行政無線チャイム▽「これは、Jアラートのテストです」3回繰り返す▽「こちらは、ぼうさいがねいです」▽防災行政無線チャイム

他▽この試験は、本市以外の地域でも、全国的に実施されます▽試験放送当日に放送内容を確認する場合は、自動音声(答サービス) ☎042-387-9900 をご利用ください

問 地域安全課地域安全係 ☎042-387-9806



不用品交換コーナー

資源の節約、ごみの減量のため、家庭で使用しなくなった不用品を紹介するコーナーを設置しています。

■対象品家具、電気製品、一般機器、幼児用品などで破損していないもの

■利用方法直接、経済課(市役所第二庁舎4階)へお申し込みください。登録カードを不用品交換コーナーに掲示して紹介します(掲示は4か月間)。当事者間で直接交渉し、必ず交渉結果をご連絡ください

他市内在住の方に限ります

問 経済課消費生活係 ☎042-387-9831

住宅用地の建て替え特例制度

市内にある既存の住宅用家を建て替える際は、令和6年1月1日現在、更地や建設途中で家が完成していない場合、住宅用地の特例制度が適用されず、土地の固定資産税・都市計画税の税額が上がります。

ただし、一定の条件を満たしていれば引き続き特例制度の適用が受けられます。(令和6年度課税の対象です) 適用条件等、詳しくはお問い合わせください。

問 資産課課土地係 ☎042-387-9821

木造住宅 無料簡易耐震診断

対 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅2階建て以下の一戸建て住宅

■実施予定件数年間30件

■実施調査機関(一社) 東京都建築士事務所協会南部支部

申 電話、ファクスまたはEメールで住所・氏名(ふりがな)・電話番号・ファクス番号・建築年月日を、まちづくり推進課住宅係 ☎042-387-9806 1 FAX ☎042-387-2333 1

6 1 FAX ☎042-387-2333 1

木造住宅耐震診断・改修等費用助成制度

大地震に備えて自分の住宅の耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強をすることが重要です。事前書類の提出や指定調査機関等、助成条件について詳しくはお問い合わせください。

なお、同一の住宅に対し各助成は1回のみになります。

■耐震診断費用の助成

対 昭和56年5月31日以前に着工した市内に存する地階を除く階数が2階建て以下の木造一戸建・木造店舗併用住宅(延床面積の過半が居住用)を所有する個人

また、街路灯の中には商店会が管理しているものや東京都が管理しているものがあります。街路灯に商店会等の名称が入っていればその商店会へ、東京都のマークがついていれば東京都建設局北多摩南部建設事務所小金井工区 ☎042-326-8862 へご連絡ください。

※連絡を受けてから修理までは通常3日前後かかります

問 交通対策課交通対策係 ☎042-387-9850

助成は1回のみになります。

■助成金額10万円を上限に、耐震診断費用の3分の2以内(千円未満は切り捨て)

■耐震改修費用の助成

耐震診断を行った結果、市の定める耐震基準に適合しない住宅の所有者

■助成金額耐震改修は60万円、除却は30万円を上限に、要した費用の2分の1以内(千円未満は切り捨て)

問 まちづくり推進課住宅係 ☎042-387-9861

街路灯が点灯していないときはご連絡を

市が管理している街路灯には、設置している柱にピンク色の管理プレートで4桁の管理番号を表示しています。街路灯が点灯していないときは、管理番号をご連絡ください。

また、街路灯の中には商店会が管理しているものや東京都が管理しているものがあります。街路灯に商店会等の名称が入っていればその商店会へ、東京都のマークがついていれば東京都建設局北多摩南部建設事務所小金井工区 ☎042-326-8862 へご連絡ください。

※連絡を受けてから修理までは通常3日前後かかります

問 交通対策課交通対策係 ☎042-387-9850

問 交通対策課交通対策係 ☎042-387-9850

問 交通対策課交通対策係 ☎042-387-9850

問 交通対策課交通対策係 ☎042-387-9850

問 交通対策課交通対策係 ☎042-387-9850

問 交通対策課交通対策係 ☎042-387-9850

問 交通対策課交通対策係 ☎042-387-9850

秋の火災予防運動

「目で確認 声出し確認 火の用心」

作者=岩崎公瑠美さん・清瀬市在住(令和5年度東京消防庁防火標語)

11月9日(木)～15日(水)は秋の火災予防運動です。特に「寝たばこをしない」「こんろは火をつけたまま離れない」「ストーブの近くに燃えやすいものを置かない」ようにしましょう。

問 小金井消防署予防課 ☎042-384-0119

【消防団員による巡回広報活動】

消防団および小金井消防署では、市民の皆さんに防火に対する意識を高めてもらうため、市内巡回広報を行います。

消防団員は、職業を持つかわら、昼夜を問わずに発生する各種災害に備え、常に訓練を積み重ね、市民の皆さんの生命や財産を守り、また、安全で住みよいまちづくりのために、積極的に活動しています。

なお、秋の火災予防運動の期間中は、夜間巡回広報活動を強化して行います。

時 11月12日(日)午前10時ごろ

問 地域安全課防災消防係 ☎042-387-9807

